

1 開催日 平成 1 9 年 3 月 2 2 日 ( 木 )

2 委員長開会宣言

3 議事

- |        |  |
|--------|--|
| 日程第 1  | 会議録署名委員の氏名について   |
| 日程第 2  | 市教委第 9 号 教育委員長の選任について  |
| 日程第 3  | 市教委第 10 号 議席の決定について  |
| 日程第 4  | 市教委第 11 号 高知市教育委員会職員のうち特別の勤務形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について   |
| 日程第 5  | 市教委第 12 号 高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について   |
| 日程第 6  | 市教委第 13 号 高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について  |
| 日程第 7  | 市教委第 14 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について<br>(1) 高知市教育委員会職員職制規則<br>(2) 高知市社会教育委員会議規則<br>(3) 高知市立市民図書館図書館資料管理規則 |
| 日程第 8  | 市教委第 15 号 高知市教育委員会公印規則の一部改正について  |
| 日程第 9  | 市教委第 16 号 高知市教育研究所条例施行規則の一部改正について  |
| 日程第 10 | 市教委第 17 号 高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について  |
| 日程第 11 | 市教委第 18 号 高知市社会教育指導員設置に関する規則の一部改正について  |
| 日程第 12 | 市教委第 19 号 高知市児童厚生員設置に関する規則の制定について  |
| 日程第 13 | 市教委第 20 号 高知市児童館指導員設置に関する規則の制定について   |
| 日程第 14 | 市教委第 21 号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について   |
| 日程第 15 | 市教委第 22 号 高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について  |
| 日程第 16 | 市教委第 23 号 教職員の処分について   |

4 委員長閉会宣言

## 5 出席者

(1) 委員	1番委員	澤田智恵
	2番委員	溝淵悦子
	3番委員	西山彰一
	4番委員	田中十糸子
	5番委員	吉川明男

(2) 事務局	教育次長	小笠原哲司
	教育次長	山下喜代光
	総務課長	山下富男
	学校教育課長	岡村修
	学事課長	佐々木正彦
	生涯学習課長	成岡和俊
	人権教育課長	吉岡省次
	青少年課長	成岡賢一
	総務課課長補佐	弘田充秋
	学校教育課学校教育班長	片岡正樹
	総務課総務係長	藤原哲
	学事課学校事務係長	田村弘樹
	総務課主任	小田優

1 平成 1 9 年 3 月 2 2 日 ( 木 ) 1 5 : 5 8 ~ 1 7 : 0 7 ( たかじょう庁舎 5 階会議室 )

2 議事内容

澤田委員長 ただいまから、第 999 回高知市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。  
まず初めに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は溝淵委員さん、お願いいたします。

次に、日程第 2 市教委第 9 号「教育委員長の選任について」を議題といたします。平成 19 年 3 月 31 日をもって、わたくしの委員長としての 1 年の任期が満了となりますことから、4 月 1 日からの委員長の職について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、直ちに選挙を行います。

どなたか、委員長に立候補される方はいらっしゃいませんか。

立候補される方がいらっしゃいませんので、指名推選により行います。

吉川教育長 引き続き、澤田委員を委員長に推薦します。

澤田委員長 ただいま、私、澤田委員を委員長に推薦するとの意見がありましたが、皆様、ご異議ありませんか。

委員一同 異議なし

澤田委員長 ご異議なしと認めます。よって、4 月 1 日からの委員長に、私、澤田委員が選任されました。

新たに委員長が選任されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 4 項の規定により、委員長職務代理者の指定を行います。

委員長職務代理者は、引き続き、溝淵委員にお願いいたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

委員一同 異議なし

澤田委員長 ご異議なしと認めます。よって、4 月 1 日からの委員長職務代理者に溝淵悦子委員を指定いたします。

次に、日程第 3 市教委第 10 号「議席の決定について」を議題といたします。事務局から提案があるようですので、説明を求めます。

総務課長 総務課長の山下です。議席の決定でございますが、事務局案をご提案させ

ていただきます。1番に澤田委員長，2番に溝淵委員長職務代理者，3番に西山委員，4番に田中委員，5番に吉川教育長でいかがかと存じますが，ご審議の程，よろしく申し上げます。

澤田委員長            ただいまの事務局案について，ご異議ありませんか。

委員一同            異議なし

澤田委員長            ご異議なしと認めます。よって，さよう決しました。  
それでは，議案審査に移ります。

日程第4市教委第11号「高知市教育委員会職員のうち特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

総務課長            総務課長の山下です。説明させていただきます。

現在，昼休みが45分の休憩時間と15分の休息時間で1時間の休みをいただいておりますが，その15分の休息時間が廃止されます。国の方は既に45分の休憩で実施されておりますが，高知市の場合，その勤務時間についてどうするかということで，一般職は8時半から12時まで勤務，12時から13時までが休憩，13時から17時半までの実働が8時間になり，現在の17時15分までの就業を17時半まで延ばすようになっております。これに伴いまして，変則で勤務をしております図書館，自由民権記念館，青年センター，鏡・土佐山の公民館については，時間がずれて勤務をしておりますので，その者の勤務について昼休みを1時間取るのか45分とするのか，それについて今回の規則の一部改正を4つの組織について行うものでございます。具体的には新旧対照表の4頁を見ていただきますと，この右側が新しい規則で左側が旧の規則でございます。第2条につきましては，市民図書館に勤務する職員の時間について書いております。例えば，第2条の中程の「日曜日及び土曜日」とありますが，これが旧では8時半から17時15分となっておりますが，新では8時半から17時半までになります。ただし，変則勤務もございまして，火曜日から金曜日までの第2勤務者についても変更いたしまして，15分早く出てきて1時間の休みを取ったうえで勤務が8時間勤務になるよう19時15分までの勤務と規定を変更したいと考えております。後の施設につきましては，それぞれの勤務の形態も違いますが，同じように8時間勤務となるよう第3条では自由民権記念館，第4条では青年センター，最後に5頁の第9条鏡公民館及び土佐山公民館の勤務について変更をさせていただきますという提案でございます。日程第4市教委第11号につきましては，以上の内容でございます。よろしく申し上げます。

澤田委員長            それでは，この件に関して質疑等はございませんか。

特にご意見もないようですので，この件の質疑を終了し，採決に移りま

す。市教委第 11 号「高知市教育委員会職員のうち特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

澤田委員長 異議なしと認めます。よって市教委第 11 号は、原案のとおり決しました。次に、日程第 5 市教委第 12 号「高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

総務課長 総務課長の山下です。

引き続きご説明をさせていただきます。教育長に対する事務委任規則の一部改正でございますが、主な内容は、6 頁にあります「教育委員会の決定が必要な人事に関する事」ということで、対象を教育次長、課長、それから教育施設の長について議決をいただくことになっております。教育機関と言いますのは、教育機関の長として行政組織規則の第 10 条で定めておりますが、まず第 1 号の高知市立の学校から始まりまして、第 9 号の鏡の学校給食センターまでございます。ただし、その中で公民館長は係長ですし、青年センターは課長補佐、工石山青少年の家は係長、鏡給食センターは係長でございます。基本にご了承いただくのは、先程申しましたように課長級以上というのが基本でございますが、施設が多く増えてきました関係で、係長等の配属も増えてきております。今回は、その 9 つの教育機関のうち、学校を除きまして残り 4 つの課長職が配置されております教育機関に限定をして同意をいただくように改正をするものです。8 頁の第 2 条をご覧くださいと、左が旧、右が新となっておりますが、第 2 条の 6 号の規定が以前は左の内容でございますが、「事務局の教育次長及び課長、教育機関(学校を除く)」となっておりますが、先程申しましたように教育機関の中に、課長補佐職以下の職員も含まれます関係で、これを改めて右の「教育機関(高知市立市民図書館、高知市立自由民権記念館、高知市教育研究所及び高知市少年補導センターに限る。)」ということで、4 人の課長職の部分についての規定を改めたいというものでございます。それから、第 3 条につきましては、急決で決定をする部分について、現在教育長が委員会に代って処理をすることができるとなっておりまして、ただし、その部分についても直後の教育委員会で報告をしなければならないとなっております。この内容は変わりませんが、分かりやすいように第 3 条第 1 項、第 2 項に分けて掲げております。一部文言の修正を含めまして、先程申しました教育機関の課長職以上の部分に対しての主な規定改正として提案をさせていただくものでございます。以上でございます。

澤田委員長 この件に関して質疑等はございませんか。

溝淵委員 以後、この 4 つについては、いつも課長級以上の人が充てられることにな

りますか。それとも、その都度この規則の変更をしなければいけないのですか。

総務課長 今後につきましても課長職以上を予定しております。特に市民図書館は組織が大きく、教育研究所、少年補導センターにつきましても非常に重要なポストでございますので、この4つにつきましては、今後も課長職とする所存でございます。以上でございます。

溝淵委員 また、別の教育機関で課長級の人を長に充てるとしたら、規則を直すことになる訳ですか。

総務課長 例えば「工石山青少年の家」が今の状態でございますと、青少年課の下部に組織されております。施設を大きく改築するとか、宿泊人員を多くするなどして、職員の数も増えるということになりますと一つの課として拡大される可能性がございますが、今の状況では、そういうことは予想できませんので、現時点では、4つの大きな組織に配置をしていきますが、今後につきましては、大きな改築や組織替えがございましたら、新たに規則に加えていきたいと考えています。以上でございます。

澤田委員長 他にございませんか。  
他にご意見もないようですので、この件に質疑を終了し採決に移ります。  
市教委第12号「高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

澤田委員長 ご異議なしと認めます。よって市教委第12号は原案のとおり決しました。  
次に日程第6市教委第13号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」から市教委第9号市教委第16号「高知市教育研究所条例施行規則の一部改正について」までの4件を一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

総務課長 総務課長の山下です。それでは、「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」の説明をさせていただきます。

9頁をお開きください。平成19年4月1日付けの機構改革に伴いまして、内部組織の変更を行うものでございます。明日、人事異動の発令を行う予定をしております。その内容でございますが、中核市への教員の人事権移譲を考慮いたしまして、その受入体制を整えるため、今回、学校教育課の中に人事班を新設したいと考えております。なお、人事班の構成につきましては、班長1名、管理主事2名、事務職員1名の4名を充てる予定ですが、組織としては、4月1日から発足をいたします。

11頁をご覧ください。新旧対照表で、左が旧、右が新の規定でございます。

すが、下から8行目の右の新しい部分の学校教育課の中にアンダーラインを引いた「人事班」を入れまして、学校教育課が「学校教育班」と「人事班」の2つになるものでございます。内容につきましては、先程申しました人事権の移譲を前提としての対応でございます。

続いて12頁をお開きください。市教委第14号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」で、3つの規則について、修正を行いたいものでございます。地方自治法の今回の改正に伴う主な内容は、「収入役」の呼び名が「会計管理者」になります。それと、「事務吏員」「技術吏員」の「吏員」という言葉が廃止されまして、新たに「職員」、例えば「事務吏員」が「事務職員」、「技術吏員」が「技術職員」と変更されます関係で、12頁の中程に掲げております「高知市教育委員会職員職制規則」「高知市社会教育委員会議規則」「高知市立市民図書館資料管理規則」、この3つの改正を行うものでございます。14頁をお開きください。「高知市教育委員会職員職制規則」の新旧対照表で、左が旧、右が新でございます。この第3条に、左は「事務吏員」「技術吏員」、これを右に変えまして「事務職員」「技術職員」と変えていきたいと考えております。それから、次の頁の第4条も同様に変更させていただきたいと思っております。

それと16頁ですが、この改正に伴いまして、商業高校で改正をお願いしたいと思っております。上から6行目でございますが、左の旧を見ていただきますと「事務吏員の職名は、事務長、係長、担当係長」となっております。新の場合は、右に3でございますが「事務長」のところの次の「係長」が消えております。商業高校は、一つの係しかございませんので、一つの係の場合は、本庁も同じですが、通常「担当係長」で呼んでおります。2つの係ができて初めて「管理係長」であるとか「資料係長」という「担当」が除かれた職名の付いた係長になりますが、商業につきましては、今後、係が2つに増える予定もございませんので、この改正に伴いまして一緒に「係長」を削除する案を出させていただきました。

それから最後の18頁でございますが、市民図書館の資料の管理規則でございますが、ここで初めて「収入役」が出てまいります。左が旧でございますが、2行目の中程に「収入役」、これを新たに右の新で「会計管理者」に変更をしていきたいと考えております。それから17頁の社会教育委員会の会議規則でございますが、「関係市吏員」を「関係市職員」と改めていきたいと考えております。

次に19頁をご覧ください。「教育委員会公印規則の一部改正」でございます。これは、学校教育法が改正されまして、以前にもご審議いただきましたが、特別支援学校制度が新たに創設されております。高知市にございます「養護学校」につきましては、公立の主旨で、「特別の障害種別に対応した教育を行う特別支援学校」、「養護学校」であるとか「盲学校」等、この場合につきましては、学校の名前自体は「養護学校」という名前を使っても構わないということで、以前にご報告をしたところでございますが、今回は、教育委員会の公印規則の中に、制度としての「養護学校」の名前が残っており、20頁を見ていただきますと、改正の内容が出てまいります。上の表の「別表

第1に「養護学校印」それから備考の欄に「養護学校名をもってする文書」、これが規則の中に載っております。現在は、呼び名としましては「特別支援学校」という名前を掲げなくてはいけない制度上の改正でございますので、その全体の表を下の表のように「特別支援学校印」、それから、その学校の制度としての「特別支援学校名をもってする文書」に変えていきます。ただし、印影につきましては「高知市立養護学校」という印は使っていきたいと考えております。なお、21頁が「公印規則」の新旧対照表でございますが、少し分かりづらいものですから、先程の改正する部分だけを抜き出して説明をさせていただきました。

続きまして22頁でございますが、「教育研究所の条例施行規則の一部改正」でございます。これも先程申しました、明日の人事異動の発表に係る平成19年4月1日付け機構改革に伴いまして、教育研究所の内部組織の変更を行うものでございます。これにつきましては、23頁に規則改正の条例案が出ております。教育研究所につきましては、現在の「企画推進班」に一人の班長がおり、その下に事務職員がおりますが、その「企画推進班」を廃止いたしまして、ここの班長を「副所長」に改めたいと思います。それから「研究班」及び「研修班」は、組織を一体化して効率的な組織運営をしていきたいということで、「教職員研修班」に改めていきたいと考えております。次の頁に新旧対照表がございます。第2条の2行目の「企画推進班」を右の表では除いております。それから、左の表では、「研究班及び研修班を置く」となっていますが、それを「教職員研修班」に置き換えております。それから「研究員」として、研究所で1年間研究をしていただく方を委嘱していますが、これが以前は、4月1日から1年間ということでございましたが、実際は委嘱式が4月半ば過ぎにございます。そういうことから、遡ってではなく、実際に委嘱をお願いした日から年度末までということに改めたいと考えています。

それから表の最後の5の企画推進班の班長には「副所長」になっていただくこととなりますので、右に新の方では、「運営委員会の庶務は、研究所において処理する。」となります。今までは、企画推進班で行ってございましたが、廃止される関係で研究所自体で行うことに改めていきたいと考えています。以上でございます。

澤田委員長

それでは、これらの件に関して質疑等はございませんか。

溝淵委員

今の教育研究所についてですが、以前の委員会の時に教育研究所の構図の説明があって、「教育相談班」と「特別支援教育班」と「教職員研修班」にするということを聞いて格別疑問に思わなかったのですが、研究所の条例を見ると、その条例の役割で「教育原理」とか「制度の研究」とか「教育計画の調査研究」とか「教育内容及び方法の研究」だとか、それから「教育評価等の調査研究」だとか、そういう研究をするという項目が7つぐらいあって、その他に「教職員の研究の助成」だとか「教育相談の業務」だとか「特別支援教育の調査研究」とかが、研究所の業務として掲げられて

いますが、こういう業務をする時に、「研究班」という名称を消してもよいのかという疑問を持ちました。結局、「教育相談班」と「特別支援教育班」と「教職員研修班」という名前にすると、大元の研究所の「研究」という項目が消えてしまいますが、それは構わないのですか。

吉川教育長

教育研究所の成り立ちに関わる重要な部分のご質問でございますが、従前の5班体制を3班体制にして、所長の下に副所長を置くという形にしましたが、教育研究所のいずれの班にしても、全体に流れるのは「研究」をすることで教育の取り組みの向上を図り、教職員の資質の向上を図るとともに、本市教育のレベルアップを図るということです。「研究」という職務をストレートに表す班は今回無くなった訳ですが、「教育相談」にしても「支援教育」にしても「教職員研修」にしても、一環して流れるのは「研究」をしてさらにそれを深めていくということで、教育研究所全体に及ぶものであると内部では整理をしています。特にこの中で、高知市の教育課題が何であるのかに併せて、特に重点的に取り組んでいくことを定めて教育を推進して行かなければ、どうしても「その場の対応」になっていく懸念があるところです。そこで私どもは、今年度のキーワードは「家庭訪問」と「授業改善」ということを徹底しています。「不登校を生じさせない学校づくり」の対応の中で、子どもに何か変わったことがあれば「家庭訪問」をするということについては、ほぼ定着していると思いますが、中学校における「授業」については、取り組みが浅い状況です。そこで「教職員研修班」を起こして、それらに対応していきたい願いを持って、あえて「研究班」を廃止しました。教育研究所の果たす役割というのは「研究」がベースにありますから、今、大変大事なことをご提起いただきましたので、校長会等を通じてしっかり伝えていきたいと思えます。

溝淵委員

研究所の条例の3条の9項目の内容というのは、変更しない訳ですよ。そうすると、その内の7項目が「研究」なんですが、その他に「教育相談もします」「教育の調査研究もします」「教職員の研修もします」という項目になっていますから、元々の7項目の「研究」というのが消えたように見られてしまうと困るのではないかと思います。

吉川教育長

大学で行うような専門的な研究だけをして、それが子どもの教育に返らないということがあってはならない訳ですから、実践に即した研究をして教育の取り組みに対するレベルアップを図っていくようにしなければなりません。ただ、この目的に沿った事務分掌の内容そのものの洗い出しはしていません。本来は、何をすべきかというところから検討しなければならない訳でございますが、私どもは、今の学校現場の課題がどうであるか、教育委員会が何を重点に学校現場に要請して共にそれをやっているか、ということを中心に行ってまいりましたが、第3条については、もう少し文言の整理ができないだろうかとも思えます。

溝淵委員

「研究」という雑誌を出されていますよね。あの雑誌は、今度はどの班が

やることになるのでしょうか。そういう分担の機構ではないのですか。

吉川教育長           それは分担しております。「研究」はどこが担当しますか。

溝淵委員           今までは、研究班がやっていたよね。

学校教育班長       企画推進班がやっていた。

溝淵委員           それが無くなってしまうと、今度はどこがやるのですか。

学校教育班長       現在協議中でございますが、副所長と教職員研修班が行うよう計画しています。

吉川教育長           全国的に見てみますと、教育研究所という名称で組織を置いている中核市は大変少なく、一番多いのは「教育センター」です。県の方も教育センターです。本市は今後、名称をどうしていくのか、また、事業の中身についても今後時間をかけて検討させていただきたいと思えます。

西山委員           それぞれの新しい組織の役割は、明文化されていますでしょうか。

学校教育班長       今後、新しい班、班長、所長となる前に原案を立ち上げて話し合いを行うと聞いています。現在、その案の作成中でして、4月1日には新しい内容でスタートできる予定でございます。

溝淵委員           「収入役」でなく「会計管理者」になっても議会の同意は必要ですか。

山下次長           議会の同意はいりません。

澤田委員長       他にございませんか。

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第13号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」他3件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同           異議なし

澤田委員長       異議なしと認めます。よって市教委第13号他3件は、原案のとおり決しました。

次に、日程第10市教委第17号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

青少年課長       青少年課の成岡です。現在、青少年課では、32校46クラブを運営しておりますが、本年度の申し込み増によりまして、2クラブ追加するものでござ

います。現在、1年生から3年生までが8,642名おりまして、そのうち申請児童数が2,664名ということで、31%の申請率になっています。100人おりますと31人が児童クラブに通っているという状況でございます。現在の46クラブに朝倉第二小学校と潮江小学校が増えまして、48クラブの運営に19年度はなるものでございます。以上でございます。

澤田委員長 質疑等ございませんか。

吉川教育長 特に共働き・留守家庭への対応で、頑張ってお子さんを放課後児童クラブへ受け入れてまいりたいと思いますが、苦慮しておりますのが30人学級等による教室不足です。今までは余裕教室を児童クラブとしてきた経過がありますが、中には運動場へ専用の建物を建て、そこへ児童クラブを開設してお子さんをお預かりしています。このことに大変苦慮しております。

例えば、来年度の江陽小学校については余裕教室が全くありませんが、財政事情も厳しく、運動場へ専用の放課後児童クラブを建てることは困難な状況にあります。また、運動場も広くなく、どうしても待機児童ゼロの実現は困難な状況にあることをご承知ください。江陽小学校については、第2児童クラブを建てたいところですが、厳しい状況にあります。

西山委員 児童クラブの時間は何時から何時まででしょうか。

青少年課長 放課後から17時までとなっています。長期の休業中につきましては、8時半から17時までとなっています。

吉川教育長 放課後というのだいたい何時ぐらいからですか。

青少年課長 大体2時です。上級生になりますと3時半ぐらいです。

西山委員 一週間は月曜日から金曜日でしょうか。

青少年課長 月曜から金曜です。

西山委員 土曜日・日曜日はやっていますでしょうか。

青少年課長 土曜日と日曜日はやっておりません。

澤田委員長 他にございませんか。

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第17号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

澤田委員長 異議なしと認めます。よって市教委第 17 号は 原案のとおり決しました。  
次に、日程第 11 市教委第 18 号「高知市社会教育指導員設置に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課長の成岡です。  
28 頁をご覧ください。趣旨は、非常勤の社会教育指導員についてですが、「高知市同和教育指導員に関する規則」が平成 10 年の 4 月 1 日に廃止になっております。これに伴う改正を今回させていただくものでございます。  
内容につきましては、30 頁をお開きいただきたいと思います。「高知市社会教育指導員設置に関する規則」第 1 条第 2 項ですが、「同和教育を担当する者に関しては、別に定める。」ということにつきましては、先程申し上げました「高知市同和教育指導員に関する規則」を指しているものでございまして、この規則は平成 10 年 4 月 1 日に改正をされております。本来は、この時点で改正すべきでございますが、今回の改正に合わせて改正するものです。以上でございます。

澤田委員長 この件に関して質疑等はございませんか。

澤田委員長 特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 18 号「高知市社会教育指導員設置に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

澤田委員長 異議なしと認めます。よって市教委第 18 号は 原案のとおり決しました。  
次に、日程第 12 市教委第 19 号「高知市児童厚生員設置に関する規則の制定について」及び日程第 13 市教委第 20 号「高知市児童館指導員設置に関する規則の制定について」の 2 件を一括して議題とします。事務局の説明を求めます。

人権教育課長 人権教育課長の吉岡です。  
31 頁をご覧ください。「高知市児童厚生員設置に関する規則」について説明させていただきます。  
今回の規則の制定につきましては、平成 18 年度まで市長部局で運営されてきました「子ども会活動」が、平成 19 年度から教育委員会に移管されることに伴いまして、新たに教育委員会規則として制定するものでございます。本規則の設置根拠法は、児童福祉法第 35 条第 3 項及び第 40 条の「児童厚生施設は、児童の遊びを指導するものを置かなければならない」との定めによるものです。本規則の設置趣旨につきましては、児童館の円滑な運営を図ることも目的としております。具体的に申しますと、現在旧同和地区にございました「子ども会の活動」の指導に充たることになります。委嘱要件につき

ましては、「教育職員の普通免許状を有する者」以下の要件を満たしている者となっております。身分につきましては、非常勤の特別職で、報酬につきましては、「高知市報酬並びに費用弁償条例」の定めによるものです。次に勤務時間ですが、8時30分から21時30分の間において6時間で週30時間の勤務となります。「子ども会活動」の方は、月曜日から土曜日まで勤務をされております。なお、平成19年度の「子ども会設置数」及び児童厚生員の人数ですが、9児童館2集会所の計11箇所で「子ども会」の開設予定です。児童厚生員の人数につきましては、19人を予定しております。女性の比率は90%となっております。

次に、市教委第20号、37頁の方をご覧ください。「高知市児童館指導員設置に関する規則」について説明させていただきます。設置目的は、基本的人権の尊重と人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的としております。委嘱要件第2条以下は、児童厚生員と同じ要件となっております。配置人数につきましては、平成19年度は1名の配置予定でございます。なお、児童厚生員は厚生労働省の管轄、児童館指導員は文部科学省の管轄でございます。過去におきましては、国の補助制度の中で児童館厚生員として児童館指導員と呼び名が変わってきた過去の経過がございます。19年度につきましては、現在指導員が1名ということで、児童厚生員の要件を満たしておりませんので、その要件が満たされることを確認しまして、平成19年度の春野町との合併に合わせて、条例・規則の廃止、あるいは一部改正を図りつつ、高知市児童厚生員の指導員の一本化を図っていきたいと考えております。以上2件のご審議をお願いします。

澤田委員長           この2件に関して質疑等はございませんか。

溝淵委員           この3条の欠格条項ですが、(1)に「成年被後見人又は被保佐人」と書いておりますが、禁治産者と準禁治産者の名前が変わったのでこうなされたと思いますが、被補助人というのができており、それは何故入れないのか理由があるのでしょうか。

人権教育課長       今、いただいたご意見につきましては、また法制担当部署とも相談させていただいて考えたいと思います。

溝淵委員           被補助人というのは、事理弁別能力が劣るもので、被保佐人は著しく劣るもので、成年被後見人はそういう能力を欠くものなので、二つだけ掲げて被補助人を掲げないのは、被補助人でも構わないと言うのか、そこも含める意味で抜けているのかを検討された方がいいと思います。

人権教育課長       ありがとうございます。

溝淵委員           それから、報酬の条例が「市の条例で定めるところによる」となっていますが、高知市の条例を見たら児童館の指導員は載っており厚生員は載ってい

ませんが。

人権教育課長 児童厚生員につきましては、別表の方に載っております、上限が20万200円となっております。

西山委員 指導員は何人いますか。

人権教育課長 平成19年度は、児童厚生員・指導員含めて20人です。

澤田委員長 他にございませんか。

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第19号「高知市児童厚生員設置に関する規則の制定について」他1件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

澤田委員長 異議なしと認めます。よって市教委第19号他1件は、原案のとおり決しました。

次に、日程第14市教委第21号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課の岡村です。先月の定例教育委員会でご審議をいただきました件に関わるものでございますが、43頁をご覧ください。まず、学校教育法の改正によりまして、特別支援学校制度が創設されたことに伴いまして、制度としての養護学校を特別支援学校に変更させていただいております。また、高知市職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正によりまして、休憩時間が廃止されることに伴いまして、「高知市立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正するものでございます。まず、一点目は、学校教育法の改正によりまして特別支援学校制度が創設されたことに伴い、特別支援学校に改める等の整備を行うものでございます。もう一点は、休憩時間が廃止をされましたので、その箇所を削除するものでございます。45頁をお開きください。ここに「管理運営規則」の新旧対照表がございますが、まず、第1条で「養護学校」となっている箇所を「特別支援学校」と変更したいと考えております。また、第3章の「出席停止」のところがございますが、第15条の旧で「養護学校長」となっている箇所を「特別支援学校」に変更させていただきます。それから、第4章の「職員の組織」の「生徒指導主事等」のところ、第19条の4でございますが、「中学校、養護学校及び」となっております箇所を「中学校、特別支援学校」に変更させていただくものでございます。46頁をご覧ください。第19条の10の「養護学校」も「特別支援学校」に変更させていただきます。第5章の「職員の服務」に関するところがございますが、第26条の(3)「職員の勤務時間、休憩時間及び休憩時間に関すること」とあ

りますが、それを「職員の勤務時間及び休憩時間に関すること」に変更する  
ものでございます。以上でございます。

澤田委員長 特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移りま  
す。市教委第 21 号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正につ  
いて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

澤田委員長 異議なしと認めます。よって市教委第 21 号は、原案のとおり決しました。  
次に、日程第 15 市教委第 22 号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部  
改正ついて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

学事課長 学事課長の佐々木です。47 頁をご覧ください。本市のおきましては、平  
成 14 年度から「高知市大学等奨学資金貸付規則」に則りまして、対象の方  
に貸付をしておりますが、第 10 条第 3 号の規定によりまして、「貸付を受け  
た者は、誓約書又は卒業証書の記載に変更がありましたら異動届を提出しな  
ければならない」となっておりますが、連帯保証人の死亡や破産手続開始の  
場合に、手続きの遅れ及び漏れ等が発生している状況があります。さらに、  
連帯保証人の死亡や破産と言った理由によりまして連帯保証人を変更する  
場合、身寄りの少ない方や事情のある方が新たに連帯保証人を確保し、補充  
することが大変困難な状況でございまして、現在そのような相談を 2 名の奨  
学生から受けております。したがって、それらの状況を見て、まず一つ  
は、49 頁にありますように異動届の提出理由として〔1．連帯保証人の変  
更〕「2．連帯保証人の死亡」「3．連帯保証人の破産手続開始」等を 10 条  
の 2 項として明示するものでございます。それに合わせまして、基本的には  
2 名の保証人が必要ですが、「教育長が相当の理由があると認めた場合」に  
は、1 名とすることができるように規則を改めるものでございます。次に、  
延滞時の件ですが、現在、延滞率の計算につきましては、端数処理について  
定められていないため 1 円単位で請求する必要があります。また、銀行口座  
の残高不足による滞納の場合にも延滞率が発生し、これを 1 円でも徴収する  
規定の運用には大変困難が伴います。さらに、奨学金の返還が困難な場合に  
は、それ相応の理由があって返還猶予の措置が取れることもありますが、延  
滞金につきましては、減免の規定がなく、そちらとも合わないようなところ  
もありまして、今回、延滞率の計算につきましては、市の他の手数料や市税  
等の徴収条例、あるいは県の奨学金と同様に端数処理を規定に加えまして奨  
学生及び事務局の負担を軽減するものでございます。また、併せて滞納者に  
相応の理由があれば延滞金につきましては減免を認めていこうとするもの  
です。以上でございます。よろしく申し上げます。

澤田委員長 この件に関して質疑等はございませんか。

- 西山委員 現在，何人を対象としていますか。
- 学事課長 474 名に貸付をしています。その内，既に返還の始まっている方が 79 名でございます。
- 澤田委員長 他にございませんか。  
他にご意見もないようですので，この件の質疑を終了し，採決に移ります。市教委第 22 号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」は，原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 委員一同 異議なし
- 澤田委員長 異議なしと認めます。よって市教委第 22 号は 原案のとおり決しました。  
次に，日程第 16 市教委第 23 号「教職員の処分」を議題とします。事務局の説明を求めます。なお，この案件は，人事案件のため秘密会といたします。  
(この案件は，高知市教育委員会会議規則第 10 条の規定に基づき秘密会とし，同規則第 13 条第 4 項の規定に基づき会議録に記載しない。)
- 澤田委員長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。  
これで教育委員会を閉会いたします。